

資料3

4ス庁第2163号

ス ポ ー ツ 審 議 会

次に掲げる事項について，別紙理由を添えて諮問します。

スポーツ団体ガバナンスコードの今後の在り方について

令和5年3月29日

ス ポ ー ツ 庁 長 官      室 伏   広 治

(理由)

スポーツは、個人の心身の健全な発達、健康・体力の保持及び増進等を目的とする活動であり、国際競技大会における代表選手の活躍等を通じて国民に誇り、夢と感動を与え、さらには、地域・経済の活性化、共生社会や健康長寿社会の実現、国際理解の促進など幅広く社会に貢献する営みである。

このようなスポーツの価値を実現していくためには、その前提として、スポーツの普及・振興等の重要な担い手であるスポーツ団体が適切に運営され、スポーツ・インテグリティ（スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態）が確保されていることが重要である。スポーツ基本法（平成23年法律第78号）においても、基本理念の一つとして「スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施すること」（第2条第8項）が定められているところである。

一方、これまで様々な競技において、スポーツ団体の組織運営上の問題や指導者による暴力行為等に起因した問題事案が発生し、こうした理念が十分に実現できていなかったことから、スポーツ庁では、令和元年に、スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す「スポーツ団体ガバナンスコード」（以下「コード」という。）を策定し、統括スポーツ団体による中央競技団体へのコードに基づく適合性審査を実施する等、関係機関と連携しながら、スポーツ・インテグリティの確保に取り組んできた。

第3期「スポーツ基本計画」（令和4年3月）においても、政策目標として、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進を図ることを掲げ、引き続き、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底等に取り組むこととしている。

コード策定をはじめとしたスポーツ・インテグリティの確保に向けた様々な取組により、全中央競技団体が役職員に対するコンプライアンス教育に取り組むなど、スポーツ団体におけるガバナンス向上への意識は着実に向上している。しかしながら、コードを遵守すること自体が目的となり、規定は整備されていても適切な運用がなされていないなど、形式的な対応に留まっている団体の存在も指摘されているところである。

また、依然として一部のスポーツ団体においてスポーツの価値を脅かす不祥事案が発生しており、スポーツ団体の事業運営の適正性の確保に対する社会的要請は依然として高い。

令和3年夏に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における日本代表選手団の活躍は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける社会の中で、国民に勇気や感動を届け、スポーツの持つ力、すばらしさを再認識する契機となった。こうした日本代表選手の競技力向上に向けて、中央競技団体が行う選手強化活動等に対する国の助成金の額は年々増額されてきた。中央競技団体の公益性や、団体の運営に関する国民の関心は益々高まっており、中央競技団体は、国民の期待や信頼に応え、適正な事業運営を行うことがより強く求められている。

令和5年度にはコードに基づく全中央競技団体への適合性審査が一巡することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、コードの今後の在り方について検討することが必要である。

コードは、スポーツ団体の不祥事案を防ぐことのみを目的としたものではなく、スポーツ団体の持続的な成長・発展を促すための原則・規範である。スポーツ団体が、コードを形式的に遵守するのではなく、スポーツの価値が最大限発揮されることを目的として、コードを活用していくことが求められている。

以上のことを踏まえつつ、コードの今後の在り方について、主に次の事項を中心に御審議をお願いしたい。

第一に、コードに基づく中央競技団体のこれまでの取組状況や適合性審査が一巡する中で新たに見えてきた課題等を踏まえ、実効性の確保という点にも留意しつつ、コードの今後の在り方について検討すること

第二に、スポーツ団体がコードに記載された原則の趣旨を十分に理解し、自主的かつ積極的にガバナンス確保に取り組めるよう、充実した補足情報をコードに盛り込むこと

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であるが、このほかにも、スポーツ・インテグリティの確保のための方策に関する事項について、必要に応じて幅広く御審議をお願いしたい。